

各種リサイクル法の権限に係る 国と地方の在り方について

平成27年10月1日
環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部
リサイクル推進室

政府における地方分権改革の推進について

- 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生における重要なテーマである。
- 平成26年度から内閣府で「地方分権に係る提案募集」を行うこととした。
- この募集に各リサイクル法に関する権限の委譲について、関西広域連合、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県から提案が出された。地方分権改革有識者会議の審議を経て、次頁のとおり対応方針が閣議決定された。

1. 経緯

- (1) 地方分権改革については、これまで、地方分権改革推進委員会勧告等に基づき、地方公共団体への事務・権限の移譲、地方に対する義務付け・枠付けの見直し等、着実に進展してきたところ。
- (2) 平成26年度からは、従来からの課題への取組に加え、地方の「発意」と「多様性」を重視した改革を推進すべく、地方に対する権限移譲・規制緩和の提案を募る「提案募集方式」を導入し、地方から改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行うこととした。

2. 提案の対象

全国的な制度改正に係る提案を対象とする。その際、全国一律の移譲が難しいなどの場合には、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲(手挙げ方式)とする提案等も対象とする。

3. 提案主体

都道府県、一部事務組合及び広域連合など。

4. 提案を受けた政府の対応

特に重要と考えられる提案については、地方分権改革有識者会議又は専門部会で、集中的に調査・審議を行い、実現に向けた検討を進め、提案に関する対応方針について地方分権改革推進本部決定及び閣議決定を行う。

出所:内閣府資料から環境省が作成

(参考)各種リサイクル法における対応方針の内容(平成27年1月30日閣議決定)

提案名	関係省庁	対応方針の内容
資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	環境省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	特定省資源事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、 原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	環境省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	特定事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、 原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の都道府県への移譲	環境省、経済産業省	小売業者又は製造業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、 原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	環境省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	食品関連事業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、 原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	環境省、経済産業省	自動車製造業者等に対する指導、助言、勧告、命令、報告徴収及び立入検査並びに自動車製造業者等の委託を受けた者に対する報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、 原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	環境省、経済産業省	認定事業者等に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方を含めた的確な執行の在り方について、 原則として平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

分権要望のあった国の権限一覧

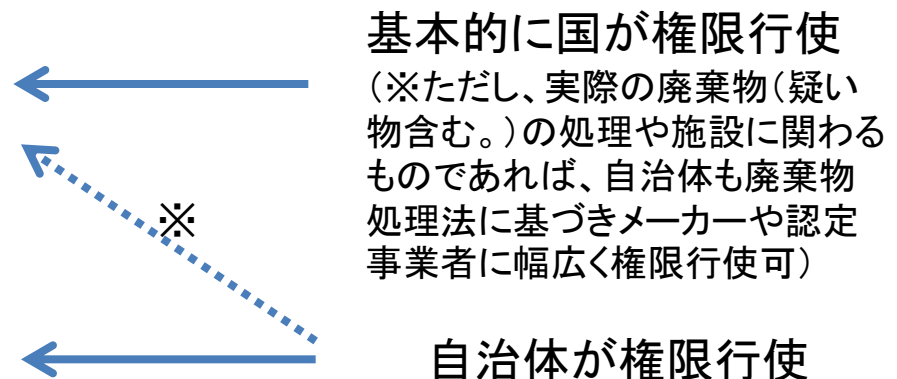
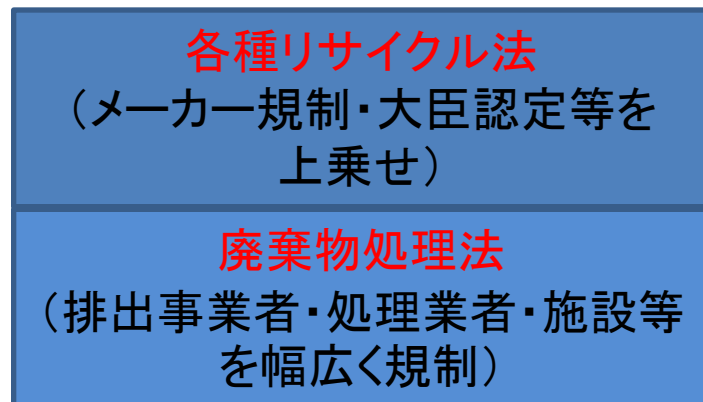
法律	権限
資源有効利用促進法	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定省資源事業者等に対する指導及び助言 ● 特定省資源事業者等に対する勧告及び命令 ● 特定省資源事業者等に対する報告徴収及び立入検査
容器包装リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ● 指定容器包装利用事業者に対する指導及び助言 ● 容器包装多量利用事業者に対する勧告及び命令 ● 特定事業者に対する指導、助言、勧告及び命令 ● 特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者、特定包装利用事業者に対する報告徴収 ● 特定事業者に対する立入検査
家電リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ● 小売業者に対する料金に対する勧告等並びに指導、助言、勧告及び命令 ● 製造業者等に対する指導、助言、勧告及び命令 ● 小売業者、製造業者等、指定法人、収集運搬受託者に対する管理票に係る勧告 ● 小売業者、製造業者等に対する報告徴収、立入検査
食品リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品関連事業者に対する指導及び助言 ● 食品廃棄物等多量発生事業者に対する勧告及び命令 ● 食品関連事業者、登録再生利用事業者、認定事業者に対する報告徴収及び立入検査
自動車リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ● 自動車製造業者等に対する引取基準等に対する勧告等、フロン類破壊義務等 ● 自動車製造業者等に対する指導、助言、勧告及び命令 ● 自動車製造業者等又はその委託を受けた者に対する報告徴収・立入検査
小型家電リサイクル法	<ul style="list-style-type: none"> ● 認定事業者等に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査

廃棄物処理法と各種リサイクル法の関係

廃棄物処理法(昭和45年法律第137号)は、リサイクルを含む廃棄物の適正処理のための基本法であり、地方公共団体(産業廃棄物は都道府県、一般廃棄物は市町村)が権限を有する

平成以降、順次策定された各種リサイクル法は、対象となる廃棄物についての廃棄物処理業の許可の特例など廃棄物処理法の特別法としての枠組みを規定するとともに、廃棄物処理法における処理を基本としながらも、リサイクル推進のために一部特別な規定(メーカー等へのリサイクル義務付け、広域的なりサイクルのための大臣認定など)を設けている。

⇒ 廃棄物処理法に基づく地方公共団体の規制を基本としつつ、リサイクル推進のために国の権限を一部上乗せしている



各種リサイクル法の執行における国と自治体の役割分担

法目的(リサイクルの推進)の観点

廃棄物処理法に基づく自治体単位の許可では、広域性・効率性が求められるリサイクルの実施は困難。このため、リサイクルの推進を目的とした特別法を設け国が統一的に事業者等の認定等を行いその監督を行うことが必要とされた。

権限を(並行権限にせよ、手上げにせよ)自治体単位に戻すことは、上記の各種リサイクル法制定の趣旨に反し、法目的であるリサイクルの推進を阻害しかねない

権限の性質の観点

地方自治法では、「全国的な規模で若しくは全国的な視点に立って行わなければならない施策」は国が担い、「住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本」とする(1条の2)

収集・運搬・処理等を広域的に行うメーカー・小売店・リサイクラー等を対象とする各種リサイクル規制は国が担い、地域の住民の生活環境に直接影響を与える廃棄物処理規制は自治体が担うことが適当

- 国→広域的・効率的な観点からのリサイクル推進のための認定・監督等を行う
- 自治体→地域における廃棄物の適正処理の為の規制等を行う

⇒現行制度のもと、両者の補完関係(適切な役割分担と連携)によって、適正で効率的なリサイクルを実現

各種リサイクル法ごとの参考資料

1. 資源有効利用促進法についての提案

■ 平成26年度に内閣府で「地方分権に係る提案募集」が実施され、資源有効利用促進法については、兵庫県、徳島県から以下の提案が出された。

求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	提案団体
<p>事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令</p>	<p>【現行・支障事例】本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)</p> <p>【改正による効果】都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告、公表、命令するものではない。</p>	<p>兵庫県、徳島県</p>

ご提案に係る資源有効利用促進法の権限

■ 資源有効利用促進法について、いただいたご提案に係る国の監督権限は以下ようになる。

条	条に係る権限	権限の対象	提案団体
11条	指導及び助言	特定省資源事業者	兵庫県、徳島県
13条	勧告及び命令	特定省資源事業者	兵庫県、徳島県
16条	指導及び助言	特定再利用事業者	兵庫県、徳島県
17条	勧告及び命令	特定再利用事業者	兵庫県、徳島県
19条	指導及び助言	指定省資源化事業者	兵庫県、徳島県
20条	勧告及び命令	指定省資源化事業者	兵庫県、徳島県
22条	指導及び助言	指定再利用促進事業者	兵庫県、徳島県
23条	勧告及び命令	指定再利用促進事業者	兵庫県、徳島県
25条	勧告及び命令	指定表示事業者	兵庫県、徳島県
32条	指導及び助言	指定再資源化事業者	兵庫県、徳島県
33条	勧告及び命令	指定再資源化事業者	兵庫県、徳島県
35条	指導及び助言	指定副産物事業者	兵庫県、徳島県
36条	勧告及び命令	指定副産物事業者	兵庫県、徳島県
37条	報告及び立入検査	特定省資源事業者・特定再利用事業者、指定省資源化事業者・指定再利用促進事業者・指定表示事業者、認定指定再資源化事業者、指定再資源化事業者、指定副産物事業者	兵庫県、徳島県

資源有効利用促進法における提案を受けてのやりとり

■ 7頁の地方分権に係る提案募集でいただいた提案を受け、関係省庁からの1次回答が提出された。さらに、それを受けての提案団体の意見が出され、さらにその後関係省庁からの2次回答が提出されている。(詳細は以下)

<各府省からの1次回答(提案団体共通回答)>

同法の目的を達成するため、国が全国統一的な観点から報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・公表・命令等を行う必要があり、これら権限を委譲することは困難である。命令に当たっては、主務大臣は産業構造 審議会等の意見を聴いて行うこととされており、社会的妥当性を確保するため、慎重な検討が求められることから、国が統一して行うことを法が予定している。なお、同法は、指定表示製品の販売等を行う者に対して、統一的な表示の標準を示し、その遵守を求めているところ、他の事業者の取り組み状況等を踏まえ、全国統一的な観点から国がこれら措置を行うことが適当である。



<提案団体からの意見>

・ 廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。(兵庫県、徳島県)



<提案団体からの意見を受けての各府省からの2次回答(提案団体共通回答)>

(1)資源の有効な利用の促進に関する法律の理念

資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源法」という。)は、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用による資源の有効利用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律である。

具体的には、製品の製造段階における3R対策、設計段階における3Rの配慮(原材料の使用の合理化、長期使用の促進、構造の工夫等)、製造事業者等による自主回収・リサイクルシステムの構築など製造事業者等として取り組むべき事項を主務省令(「判断の基準となるべき事項」として定めており、住民に最も身近な自治体において地域の実情に応じて適正に処理する廃棄物処理とは異なり、製造事業者等が全国単位(製品の製造及び流通は一地域内で完結するものではない)で3Rを実施することを目的としたものである。したがって、製造事業者等における義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には、同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。

(2)貴県の意見について(別紙に記載)

(3)仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点 仮に、貴県内のみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点が予想される。(別紙あり)

2. 容器包装リサイクル法についての提案

■ 平成26年度に内閣府で「地方分権に係る提案募集」が実施され、容器包装リサイクル法については、関西広域連合、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県から以下の提案が出された。

求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	提案団体
<p>事業者等の各都道府県内事務所への容器包装リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)</p> <p>事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、公表、命令</p>	<p>【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)</p> <p>【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。</p>	<p>兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県</p>
<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)</p>	<p>3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。</p> <p>事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。</p> <p>なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。</p>	<p>関西広域連合</p>
<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。</p> <p>なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。</p> <p>権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。</p>	<p>廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。</p> <p>そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。</p>	<p>鳥取県</p>

ご提案に係る容器包装リサイクル法の権限

■ 容器包装リサイクル法について、いただいたご提案に係る国の監督権限は以下のようになる。

条	条に係る権限	権限の対象	提案団体
7条の5	指導及び助言	指定容器包装利用事業者	鳥取県、関西広域連合
7条の7	勧告及び命令	容器包装多量利用事業者	関西広域連合
19条	指導及び助言	特定事業者	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合
20条	勧告及び命令	特定事業者	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合
39条	報告の徴収	特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者、特定包装利用事業者	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合
40条	立入検査	特定事業者	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

■ 10頁の地方分権に係る提案募集でいただいた提案を受け、関係省庁からの1次回答が提出された。さらに、それを受けての提案団体の意見が出され、さらにその後関係省庁からの2次回答が提出されている。(詳細は以下)

<各府省からの1次回答(提案団体共通回答)>

特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。報告徴収・立入検査、勧告・命令等の措置は、各履行方法について整合的な判断を保ちつつ、広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。



<提案団体からの意見>

・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。(兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県)

・現在、各地方環境事務所に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。

また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。(関西広域連合)

・廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、容器包装リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。

なお、法第15条又は第18条に基づく認定を受けて再商品化を行っている事業者はごく限られており、大多数は国の認定を受けずに指定法人への支払いによって義務を履行しているものと認識している。(指定法人への支払い業者:74,371者、自主回収認定業者:70者(H25.09.19中央環境審議会容器包装の3R推進に関する小委員会資料))(鳥取県)



提案団体からの意見を受けての各府省からの2次回答については次ページへ

■ 10頁の地方分権に係る提案募集でいただいた提案を受け、関係省庁からの1次回答が提出された。さらに、それを受けての提案団体の意見が出され、さらにその後関係省庁からの2次回答が提出されている。(詳細は以下)

<提案団体からの意見を受けての各府省からの2次回答(提案団体共通回答)>

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「法」という。)は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。法律の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増大し、その最終処分場がひっ迫しつつある等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化していた状況に対処するため、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた容器包装廃棄物について、拡大生産者責任の理念に基づき、その再商品化について容器包装を利用・製造等する全国の事業者が責任を負うこととし、容器包装廃棄物について全国的なりサイクルシステムを構築することによって、社会全体で適正かつ円滑に容器包装廃棄物の再商品化等を進めるべきとの考えがあったところ。特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。

また、法においては、全国の特定事業者に対して全国統一的観点から再商品化義務を均質に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっている。

このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国の様々な取組状況等を勘案しつつ、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙を参照されたい。

3. 家電リサイクル法についての提案

■ 平成26年度に内閣府で「地方分権に係る提案募集」が実施され、家電リサイクル法については、関西広域連合、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県から以下の提案が出された。

求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	提案団体
<p>特定家庭用機器再商品化法に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)</p>	<p>3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。</p>	<p>関西広域連合</p>
<p>特定家庭用機器再商品化法に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手挙げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、地方自治法に基づく事務処理特例条例により、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲するものとする。</p>	<p>廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、報告・立入のほか、指導・助言等の事務・権限を一体的に都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。</p>	<p>鳥取県</p>
<p>特定家庭用機器再商品化法に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手挙げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、地方自治法に基づく事務処理特例条例により、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲するものとする。</p>	<p>【現行】現在、一の都道府県内にのみ事務所がある小売業者はもとより、複数府県にまたがって事務所を有する小売業者に対する権限は都道府県には付与されていない。 【支障事例】本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性かない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。) 【移譲による効果】都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。なお、これらの権限の移譲により、全国規模の大手量販店への立入が可能となり、引取義務、引渡義務について、小規模店舗と足並みをそろえた指導が可能となる。</p>	<p>兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県</p>

ご提案に係る家電リサイクル法の権限

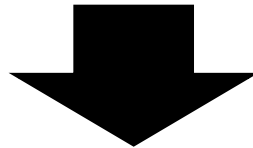
■ 家電リサイクル法について、いただいたご提案に係る国の監督権限は以下のようになる。

条	条に係る権限	権限の対象	提案団体
14条	料金に対する勧告等	小売業者	鳥取県、関西広域連合
15条	指導及び助言	小売業者	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合
16条	勧告及び命令	小売業者	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合
27条	指導及び助言	製造業者等	鳥取県、関西広域連合
28条	勧告及び命令	製造業者等	鳥取県、関西広域連合
47条	管理票に係る勧告	小売業者、製造業者等、指定法人、収集運搬受託者	鳥取県
52条	報告の徴収	小売業者、製造業者等	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合
53条	立入検査	小売業者、製造業者等	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

■ 14頁の地方分権に係る提案募集でいただいた提案を受け、関係省庁からの1次回答が提出された。さらに、それを受けての提案団体の意見が出され、さらにその後関係省庁からの2次回答が提出されている。(詳細は以下)

<各府省からの1次回答(提案団体共通回答)>

報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置は、全国に存在する小売業者・製造業者等の店舗・事務所等における取扱いを網羅的に把握するとともに、特定家庭用機器廃棄物を取り巻く全国の時宜的な状況も踏まえつつ、地域による不公平が生じることのないよう、全国統一的な観点で実施される必要がある、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。



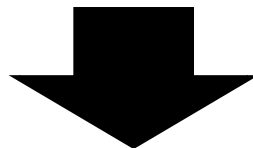
<提案団体からの意見>

・現在、各地方環境事務所に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。(関西広域連合)

・廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、家電リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。(鳥取県)

・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。

(兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県)



提案団体からの意見を受けての各府省からの2次回答については次ページへ

■ 14頁の地方分権に係る提案募集でいただいた提案を受け、関係省庁からの1次回答が提出された。さらに、それを受けての提案団体の意見が出され、さらにその後関係省庁からの2次回答が提出されている。(詳細は以下)

<提案団体からの意見を受けての各府省からの2次回答(提案団体共通回答)>

【特定家庭用機器再商品化法の理念】

特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「法」という。)は、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた特定家庭用機器廃棄物について、廃家電を埋め立てることのできる処分場の不足が深刻化してきたこと等により市町村による適正処理が困難になったこと等の理由から、拡大生産者責任の理念に基づき、製造業者等に再商品化(以下「リサイクル」という。)等実施義務を課し、小売業者に排出者からの引取義務及び製造業者等への引渡義務を課すことによって、社会全体で適正かつ円滑にリサイクルすることを目的とした廃棄物処理法の特別法である。

したがって、住民に最も身近な自治体において、地域の実情に応じて適正に処理する通常の廃棄物処理の理念から、特定家庭用機器の製品や流通の形態を踏まえ、製造業者等が、全国単位でリサイクルを実施する制度へと理念を転換したものであり、関係主体の義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。権限を移譲した場合の実態上の問題点等については、別紙を参照されたい。

4. 食品リサイクル法についての提案

■ 平成26年度に内閣府で「地方分権に係る提案募集」が実施され、食品リサイクル法については、関西広域連合、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県から以下の提案が出された。

求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	提案団体
<p>事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする)</p> <p>事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、公表、助言 事業者等への勧告、命令</p>	<p>【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)</p> <p>【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。審議会の意見聴取についても、主務大臣が行うこととする。</p>	<p>兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県</p>
<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)</p>	<p>3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。</p> <p>事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。</p> <p>なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。</p>	<p>関西広域連合</p>
<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。</p> <p>なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。</p> <p>権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。</p>	<p>廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。</p> <p>また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。</p> <p>その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。</p>	<p>鳥取県</p>

ご提案に係る食品リサイクル法の権限

- 食品リサイクル法について、いただいたご提案に係る国の監督権限は以下のようになる。

条	条に係る権限	権限の対象	提案団体
8条	指導及び助言	食品関連事業者	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合
10条	勧告及び命令	食品廃棄物等多量発生事業者	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合
24条	報告徴収及び立入検査	食品関連事業者、登録再生利用事業者、認定事業者	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

■ 18頁の地方分権に係る提案募集でいただいた提案を受け、関係省庁からの1次回答が提出された。さらに、それを受けての提案団体の意見がだされ、さらにその後関係省庁からの2次回答が提出されている。(詳細は以下)

<各府省からの1次回答(提案団体共通回答)>

報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があります、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。



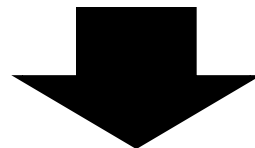
<提案団体からの意見>

・ 廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。

(兵庫県・和歌山県・鳥取県・徳島県)

・ 現在、各地方環境事務所に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。(関西広域連合)

・ 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、食品リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。(鳥取県)



提案団体からの意見を受けての各府省からの2次回答については次ページへ

■ 18頁の地方分権に係る提案募集でいただいた提案を受け、関係省庁からの1次回答が提出された。さらに、それを受けての提案団体の意見がだされ、さらにその後関係省庁からの2次回答が提出されている。(詳細は以下)

<提案団体からの意見を受けての各府省からの2次回答(提案団体共通回答)>

【食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念】

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。以下、「法」という。)は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品残さについて、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。法律の制定の背景には、廃棄物の最終処分場のひっ迫等、廃棄物問題に係る深刻化が進む中で、食品の製造等の過程等において生ずる食品残さが大量に排出され、資源として有効利用できるにもかかわらず、その大部分が焼却されていた状況を踏まえ、国全体で食品残さの再生利用等の促進を図るため、国が全国的な食品残さの発生状況等を踏まえながら、全国統一的な観点から取り組むべき目標等を定めつつ、全国の事業者に対して取組を促していくべきとの考えがあったところ。食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用に取り組むこととされている。判断の基準となるべき事項には、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標、発生抑制の方法等について定められており、この事項は、食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者が、主務大臣に毎年度報告する、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取組状況を踏まえて決定される。

また、食品リサイクルを促進するため、食品循環資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、廃棄物処理法の特例を設けている。これは、食品残さは散在する食品関連事業者の事業場で少量ずつ排出されるという特性を有している一方、再資源化を効率的に行っていくためにはある程度のまとまりが必要である中、市町村ごとに必要とされる廃棄物処理法上の許可を不要とすることで、広域にわたる事業場から再生利用事業を行う者が食品残さを調達しやすくするという考えに基づくものである。したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項等を検討する必要がある。

これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、食品関連事業者等の義務の履行状況等にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙をご参照されたい。

5. 自動車リサイクル法についての提案

■ 平成26年度に内閣府で「地方分権に係る提案募集」が実施され、自動車リサイクル法については、鳥取県、関西広域連合から以下の提案が出された。

求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	提案団体
<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)</p>	<p>3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。</p> <p>なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。</p>	<p>関西広域連合</p>
<p>使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。</p>	<p>廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。</p> <p>そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。</p>	<p>鳥取県</p>

ご提案に係る自動車リサイクル法の権限

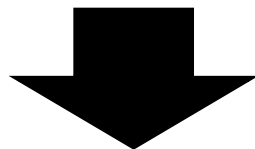
■ 自動車リサイクル法について、いただいたご提案に係る国の監督権限は以下のようになる。

条	条に係る権限	権限の対象	提案団体
24条	引取基準等に対する勧告等	自動車製造業者等	鳥取県
26条	自動車製造業者等のフロン類破壊義務等	自動車製造業者等	鳥取県
37条	指導及び助言	自動車製造業者等	鳥取県、関西広域連合
38条	勧告及び命令	自動車製造業者等	鳥取県、関西広域連合
130条の3	報告の徴収	自動車製造業者等又はその委託を受けた者	鳥取県、関西広域連合
131条の2	立入検査	自動車製造業者等又はその委託を受けた者	鳥取県、関西広域連合

■ 22頁の地方分権に係る提案募集でいただいた提案を受け、関係省庁からの1次回答が提出された。さらに、それを受けての提案団体の意見がだされ、さらにその後関係省庁からの2次回答が提出されている。(詳細は以下)

＜各府省からの1次回答(提案団体共通回答)＞

・報告徴収・立入検査、指導・助言等の一連の是正措置は、自動車リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた自動車製造業者等又はその委託を受けた者の状況など、特定再資源化等物品を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。

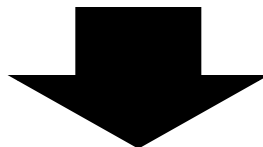


＜提案団体からの意見＞

・現在、各地方環境事務所に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。

また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。(関西広域連合)

・廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、自動車リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。(鳥取県)



提案団体からの意見を受けての各府省からの2次回答については次ページへ

■ 22頁の地方分権に係る提案募集でいただいた提案を受け、関係省庁からの1次回答が提出された。さらに、それを受けての提案団体の意見がだされ、さらにその後関係省庁からの2次回答が提出されている。(詳細は以下)

<提案団体からの意見を受けての各府省からの2次回答(提案団体共通回答)>

(1)自動車リサイクル法の理念

使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)は、使用済自動車に係る廃棄物の発生量が増大し、その有効な利用が十分に行われていない状況に鑑み、拡大生産者責任の理念に基づき、自動車製造業者等による使用済自動車に係る廃棄物の引取り及び引渡し並びにその再資源化等の実施に関する事項を定めるものである。法によって、自動車製造業者等は、自らが製造等をした自動車に係る廃棄物を引き取って再資源化等を行う義務を課せられるとともに、そのコストを再資源化等料金として新車販売時まで公表し、使用済自動車となるまでの期間の当該コストの変動リスクを負うことなど、法によって構築される自動車リサイクル制度において中心的な役割を果たすこととなっている。法に基づき自動車製造業者等が行う特定再資源化等物品の再資源化等は、再資源化等に要する費用、指定引取場所の配置、特定再資源化等物品の性状、自動車の流通形態等を踏まえ、全国単位で行うことのみを想定しており、その履行状況に係る指導・監督について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではない。また、特定再資源化等物品の再資源化等については、再資源化の量に関する基準を設けており、当該再資源化等が生活環境保全上の支障が生じないように行われることを担保するのみならず、資源の有効利用の観点から一定水準以上の再資源化等を行うことについて、能力及び施設を有することを担保する必要があるとの考え方に基づき、国としての一つの認定行為を行っているものであり、自動車製造業者等が、資源の有効な利用の観点から、再資源化の量に関する基準を満たす再資源化等を行っているかどうかについては、他の都道府県に存する施設の状況等も勘案しなければならず、また、自動車製造業者等が再資源化を委託する施設に対して、契約に基づいた適切な監督を行っているかという観点からも判断を行う必要があり、個々の施設の状況のみをもって判断できるものではない。なお、貴県が要求する権限のうち、自動車製造業者等に関するものについては、一の都道府県の管轄区域内のみに事業所を有する自動車製造業者等の存在が確認できていないため、そもそも権限の移譲について具体的に検討することができない状況である。

(2)仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、一の都道府県内にのみ事業所を有する自動車製造業者等又はその委託を受けた者に対する指導・監督権限について、国から都道府県に権限を移譲した場合、実態上の問題点として、別紙のような場合が考えられ、行政コストの増大が予想される。

6. 小型家電リサイクル法についての提案

■ 平成26年度に内閣府で「地方分権に係る提案募集」が実施され、小型家電リサイクル法については、関西広域連合、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県から以下の提案が出された。

求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	提案団体
<p>事業者等の各都道府県内事務所への小型家電リサイクル法に基づく立入検査、報告徴収等以下の権限を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告徴収 事業者等への指導、助言 事業者等への勧告、命令</p>	<p>【現行・支障事例】本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告徴収、立入検査を実施するにしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告徴収等の権限がないため、支障があっても把握できない。(具体的に問題が表面化してから後追いで状況把握、対応を行うなどすることを懸念し、提案するものである。)</p> <p>【改正による効果】都道府県内のすべての事務所に対する報告徴収、立入検査とあわせ、指導、助言等の権限についても都道府県に移譲することで、元々廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限とすることで、合同で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行うにあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を担保できるようにする。</p>	<p>兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県</p>
<p>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく報告・立入検査および指導・助言に係る事務・権限の広域連合への移譲を求める(事業所が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)</p>	<p>3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用・再資源化の責任を負う事業者への指導は国が行っているため、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。事業所が一の府県の区域を越えて存在する場合は、事務・権限を広域連合へ移譲することにより、事務の効率化を図ることができる。また、各府県・市町村の3R等への取組との連携が可能となる。なお、事務・権限の移譲にあたっては財源、人材等の移管が前提となる。</p>	<p>関西広域連合</p>
<p>使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく国の報告・立入検査・勧告・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県の手上げ方式とする。 権限の移譲を受けた都道府県は、希望する市町村に一般廃棄物処理関係の権限を移譲できるものとする。</p>	<p>廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行っており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。また、国の各府省が共管していることにより、縦割り行政の弊害が生じるおそれがある。そのため、事業所が一の都道府県の区域内のみにある場合は、事務・権限を都道府県、市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。その際、権限に係る事務処理基準、財源、人材等について併せて国から措置することが必要である。</p>	<p>鳥取県</p>

ご提案に係る小型家電リサイクル法の権限

■ 小型家電リサイクル法について、いただいたご提案に係る国の監督権限は以下のようになる。

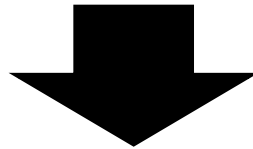
条	条に係る権限	権限の対象	提案団体
15条	指導及び助言	認定事業者等※	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合
16条	報告の徴収	認定事業者等	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合
17条	立入検査	認定事業者等	兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

※認定事業者等・・・認定事業者及び認定事業者の委託先(使用済小型電子機器等の収集、運搬又は処分を行う者)

■ 26頁の地方分権に係る提案募集でいただいた提案を受け、関係省庁からの1次回答が提出された。さらに、それを受けての提案団体の意見があり、さらにその後関係省庁からの2次回答が提出されている。(詳細は以下)

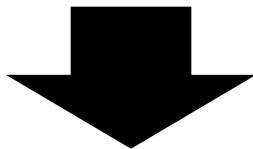
<各府省からの1次回答(提案団体共通回答)>

報告徴収・立入検査、指導・助言等の措置は、小型家電リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の認定事業者等の取組状況なども踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。



<提案団体からの意見>

- ・廃掃法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することが可能となり、事業者への統一的な指導を実施することができる。(兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県)
- ・現在、各地方環境事務所に委任されている報告徴収・立入検査に関しては、従前より一都道府県を越えない場合は各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違いはないと考える。また、指導・助言、勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。(関西広域連合)
- ・廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告徴収・立入検査、指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、小型家電リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一体的に運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。(鳥取県)



提案団体からの意見を受けての各府省からの2次回答については次ページへ

■ 26頁の地方分権に係る提案募集でいただいた提案を受け、関係省庁からの1次回答が提出された。さらに、それを受けての提案団体の意見があり、さらにその後関係省庁からの2次回答が提出されている。(詳細は以下)

<提案団体からの意見を受けての各府省からの2次回答(提案団体共通回答)>

【使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の理念】

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号。以下、「法」という。)は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、広域的かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて採算性を確保しつつ再資源化することが可能である。

したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が広域で再資源化が可能と判断した再資源化事業者に対して広域で回収を行うことを求めることにより、使用済小型電子機器等を可能な限り多く回収し、中間処理から製錬への引渡しに至るまでを一連の計画として捉え認定することによって、使用済小型電子機器等の適正処理に加え、金属その他の資源の十分な利用を図っていくことを目的としたものである。これらの法の目的やその性質を鑑みれば、国が認定した再資源化事業者(以下、「認定事業者」という。)の義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点については別紙を参照されたい。

二次回答【整理番号 776：兵庫県、徳島県】資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲

(1) 資源の有効な利用の促進に関する法律の理念

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号。以下「資源法」という。）は、使用済物品等及び副産物の発生抑制並びに再生資源及び再生部品の利用による資源の有効利用を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律である。

具体的には、製品の製造段階における 3 R 対策、設計段階における 3 R の配慮（原材料の使用の合理化、長期使用の促進、構造の工夫等）、製造事業者等による自主回収・リサイクルシステムの構築など製造事業者等として取り組むべき事項を主務省令（「判断の基準となるべき事項」として定めており、住民に最も身近な自治体において地域の実情に応じて適正に処理する廃棄物処理とは異なり、製造事業者等が全国単位（製品の製造及び流通は一地域内で完結するものではない）で 3 R を実施することを目的としたものである。したがって、製造事業者等における義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には、同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。

(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、貴県内にのみ事業所を有する製造事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点として、以下のような事態が生じるおそれがある。

- ① 製造事業者等が他の都道府県に事業所を設けた場合、貴県は当該事業者に係る従来から貴県に存在する事業所に対する指導等の権限を失うこととなるため、各都道府県と国との間において事業所の有無について常に確認し合う必要が生じ、現在の国による対応と比較して行政コストが増大する。
- ② 製造事業者等が複数の都道府県に事業所を設けた場合、権限を移譲された複数の都道府県がそれぞれに設けられた事業所に指導等を行うことになる。

資源法に基づく指導等は、技術の進捗等を総合的に判断した上で行うため、事業所のある都道府県全てで統一的な指導が行えず、製造事業者等の大きな混乱を招く。

- ③ 製造事業者等の事業所に立ち入った結果、製造事業者等の取組が不十分と考えられる事実があった場合、指導等を行うか否かに関して都道府県ごとに判断することによる対応のばらつきが懸念され、結果として製造業者等に対して過剰な不利益を及ぼす恐れがある。仮に、当該判断がばらついた場合に、国に照会し、その上で関係自治体の間で調整等を行うのであれば、現在の国による立入検査等の対応と比較して行政コストが増大する。

二次回答【整理番号974】容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲

(1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の理念

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号。以下「法」という。)は、容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

法律の制定の背景には、家庭等から排出される一般廃棄物の量が増大し、その最終処分場がひっ迫しつつある等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化していた状況に対処するため、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた容器包装廃棄物について、拡大生産者責任の理念に基づき、その再商品化について容器包装を利用・製造等する全国の事業者が責任を負うこととし、容器包装廃棄物について全国的なリサイクルシステムを構築することによって、社会全体で適正かつ円滑に容器包装廃棄物の再商品化等を進めるべきとの考えがあったところ。

特定事業者による再商品化義務の履行方法には、本法第21条第1項に基づく指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化費用の支払いのほか、主務大臣の認定を得て自ら再商品化を行う方法(法15条)及び主務大臣の認定を得て容器包装の自主回収を行う方法(法18条)が存在する。

また、法においては、全国の特定事業者に対して全国統一的観点から再商品化義務を均質に課しており、全国の特定事業者によって、全国の容器包装廃棄物の再商品化を支えるシステムとなっている。

このため、法に基づく指導等の措置は、それぞれの履行方法による履行状況を踏まえつつ、移譲要望外となっている広域的に活動している他の事業者の取組状況等も踏まえながら実施される必要があり、認定及び認定の取消しの主体である国が、全国の様々な取組状況等を勘案しつつ、全国統一的な観点から実施することが適当であることから、これらの事務を地方に移譲することは困難である。

(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、貴広域連合内のみ事業所を有する特定事業者等に対する指導・監督権限について、国から貴県に権限を移譲した場合、実態上の問題点として、以下のような事態が生じるおそれがある。

- ① 特定事業者等が他の都道府県に事業所を設けた場合、貴広域連合は当該事業者に係る従来から貴広域連合に存在する事業所に対する指導等の権限を失うこととなるため、各都道府県と国との間において事業所の有無について常に確認し合う必要が生じ、現在の国による対応と比較して行政コストが増大し、迅速性は阻害される。
- ② 貴広域連合が認定特定事業者等の事業所に立ち入った結果、法違反事実を認めたとしても、認定の取消しに係る行政処分を行う権限は引き続き国が有するため、国がその判断を行うための情報を得るために都道府県への照会、協力要請等が必要となることから、現在の国による立入検査の対応と比較して行政コストが増大し迅速性が阻害される。
- ③ 全国統一的な観点からの指導等の実施を担保するためには、国との調整等が不可欠となるが、現在の国による一括的対応と比較して、行政コストが増大し迅速性が阻害される。

二次回答【整理番号64】特定家庭用機器再商品化法に基づく権限の広域連合への移譲

(1) 特定家庭用機器再商品化法の理念

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「法」という。）は、従来、一般廃棄物として市町村において処理されてきた特定家庭用機器廃棄物について、廃家電を埋め立てることのできる処分場の不足が深刻化してきたこと等により市町村による適正処理が困難になったこと等の理由から、拡大生産者責任の理念に基づき、製造業者等に再商品化（以下「リサイクル」という。）等実施義務を課し、小売業者に排出者からの引取義務及び製造業者等への引渡義務を課すことによって、社会全体で適正かつ円滑にリサイクルすることを目的とした廃棄物処理法の特別法である。

したがって、住民に最も身近な自治体において、地域の実情に応じて適正に処理する通常の廃棄物処理の理念から、特定家庭用機器の製品や流通の形態を踏まえ、製造業者等が、全国単位でリサイクルを実施する制度へと理念を転換したものであり、関係主体の義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではないと考えられる。

(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、法における関係主体の義務に係る違反のうち、これまで最も多く起こっている小売業者の製造業者等に対する引渡義務違反（法第10条違反）に対する指導・監督権限について、国から都道府県又は関西広域連合（以下「都道府県等」という。）に権限を移譲した場合、実態上の問題点として、以下のような場合が考えられる。

- ① 都道府県等が小売業者に立入検査等を実施した場合、当該小売業者が他の都道府県等の収集運搬業者に委託する場合や他の都道府県等に所在する指定引取場所に運搬する場合には法違反事実の認定をするために他の都道府県等や環境省・経済産業省への照会・協力要請等が必要となることから、現在の環境省・経済産業省による立入検査等の対応と比較して行政コストの増大が予想される。
- ② 法第10条違反については同法施行規則第3条において引渡義務の例外が規定されており、当該規定に該当するか否かについては、法解釈が困難な事案も散見されるため、都道府県等ごとに判断することによる対応のばらつきが懸念され、結果として消費者や製造業者等、小売業者に対して過剰な不利益を及ぼすおそれがある。仮に、判断がばらついた場合に、環境省・経済産業省に照会し、その上で関係自治体の間で調整等を行うのであれば、行政コストの増大が予想される。
- ③ 法第10条違反があった場合には、故意性、料金徴収の有無、被害金額、違反台数等を総合的に勘案して法第15条に基づく指導・助言を行うか、法第16条に基づく勧告を行うかを個々の違反事案ごとに判断しているが、都道府県等ごとに判断することによる対応のばらつきが懸念され、結果として消費者、製造業者等、小売業者に対して過剰な不利益を及ぼすおそれがある。仮に、当該判断がばらついた場合に、環境省・経済産業省に照会し、その上で関係自治体の間で調整等を行うのであれば、行政コストの増大が予想される。

二次回答【整理番号975】食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲

(1) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の理念

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号。以下、「法」という。)は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品残さについて、国の基本方針及び食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定め、当該事項を遵守させるための措置を講ずるとともに、再生利用事業者の登録制度その他食品循環資源の再生利用等を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

法律の制定の背景には、廃棄物の最終処分場のひっ迫等、廃棄物問題に係る深刻化が進む中で、食品の製造等の過程等において生ずる食品残さが大量に排出され、資源として有効利用できるにもかかわらず、その大部分が焼却されていた状況を踏まえ、国全体で食品残さの再生利用等の促進を図るため、国が全国的な食品残さの発生状況等を踏まえながら、全国統一的な観点から取り組むべき目標等を定めつつ、全国の事業者に対して取組を促していくべきとの考えがあったところ。

食品関連事業者は、主務大臣が定める判断の基準となるべき事項に従い、再生利用に取り組むこととされている。判断の基準となるべき事項には、再生利用等の実施の原則、食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標、発生抑制の方法等について定められており、この事項は、食品廃棄物等を多量に発生させる食品関連事業者が、主務大臣に毎年度報告する、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取組状況を踏まえて決定される。

また、食品リサイクルを促進するため、食品循環資源の肥料化等を行う事業者等に対しては、廃棄物処理法の特例を設けている。これは、食品残さは散在する食品関連事業者の事業場で少量ずつ排出されるという特性を有している一方、再資源化を効率的に行っていくためにはある程度のまとまりが必要である中、市町村ごとに必要とされる廃棄物処理法上の許可を不要とすることで、広域にわたる事業場から再生利用事業を行う者が食品残さを調達しやすくするという考えに基づくものである。

したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が、全国規模で製造、流通、消費される食品及びその廃棄物の現状について把握し、国の基本方針及び食品関連事業の判断の基準となるべき事項等を検討する必要がある。

これらの食品リサイクル法の目的やその性質を鑑みれば、食品関連事業者等の義務の履行状況等にかかる指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。

(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、貴広域連合が、食品関連事業者等に立入検査を実施した場合、

- ① 食品関連事業者等が他の都道府県に事業所を設けた場合、貴広域連合は当該事業者に係る従来から貴広域連合に存在する事業所に対する指導等の権限を失うこととなるため、都道府県と国において事業所の有無について常に確認し合う必要が生じ、現在の国による対応と比較して行政コストの増大及び迅速性の阻害が予想される。
- ② 再生利用事業計画の認定に関しては、食品循環資源を用いた特定肥飼料等の製造から利用、それにより生産された農畜水産物等の利用についての一連の計画を認定している。そのため、再生利用事業計画に基づき行われる食品循環資源の再生利用については、参加業者や施設、事業範囲について一定程度の広がりが見込まれており、また、製造、流通、再生利用など段階により指導対象も異なるため、指導方針も多岐にわたる。よって、認定された再生利用事業計画に沿って実施しているかの確認にあたっては、場合によっては、複数の都道府県または広域連合（以下「都道府県等」という。）での処理において、一連の処理として整合がとれているかの確認が必要である。同様に、食品関連事業者において、熱回収が認められる条件の1つとして、食品残さを排出する事業場から75km圏内に再生利用施設が存在しないこと等があるが、この判断については、多くの都道府県等について、他の都道府県等における施設の設置状況等についての確認が必要となる。このように、一の都道府県等ごとでは確認が困難となる事態が想定される。また、都道府県等間での照会・協力要請等で対応するとしても、複数の都道府県等間でその都度相互に確認し合う必要が生じ、現在の農林水産省及び環境省を中心とした立入検査の対応と比較して、かえって行政コストの増大及び迅速性の阻害が予想される。
- ③ 貴広域連合が登録再生利用事業者や認定事業者等の事業所に立ち入った結果、法違反事実を認めたとしても、登録及び認定の取消しに係る行政処分を行う権限は引き続き国が有するため、国がその判断を行うための情報を得るために都道府県等への照会、協力要請等が必要となることから、現在の国による立入検査の対応と比較して行政コストの増大及び迅速性の阻害が予想される。
- ④ 食品関連事業者による再生利用等の実施、登録再生利用事業者による再生利用事業の実施、認定事業者による再生利用事業計画に基づく事業の実施は、それぞれ、食品関連事業者の判断基準、再生利用事業を行う者の登録に関する省令、再生利用事業計画の認定に関する省令等に沿ったものとなっているが、それに沿って再生利用等が適切になされているかの判断については、都道府県等ごとに対応のばらつきが懸念され、事業者間に不公平や指導等のずれが生じるおそれがあるとともに、結果として食品循環資源の適正な再生利用がなされず、国益を損なうおそれがある。仮に、判断がばらついた場合に、国に照会し、その上で関係自治体間で調整等を行うのであれば、行政コストの増大及び迅速性の阻害が予想される。

二次回答【整理番号976】使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲

(1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律の理念

使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)は、使用済自動車に係る廃棄物の発生量が増大し、その有効な利用が十分に行われていない状況に鑑み、拡大生産者責任の理念に基づき、自動車製造業者等による使用済自動車に係る廃棄物の引取り及び引渡し並びにその再資源化等の実施に関する事項を定めるものである。法によって、自動車製造業者等は、自らが製造等をした自動車に係る廃棄物を引き取って再資源化等を行う義務を課せられるとともに、そのコストを再資源化等料金として新車販売時までに公表し、使用済自動車となるまでの期間の当該コストの変動リスクを負うことなど、法によって構築される自動車リサイクル制度において中心的な役割を果たすこととなっている。

法に基づき自動車製造業者等が行う特定再資源化等物品の再資源化等は、再資源化等に要する費用、指定引取場所の配置、特定再資源化等物品の性状、自動車の流通形態等を踏まえ、全国単位で行うことのみを想定しており、その履行状況に係る指導・監督について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することはおよそ法の想定するところではない。

また、特定再資源化等物品の再資源化等については、再資源化の量に関する基準を設けており、当該再資源化等が生活環境保全上の支障が生じないように行われることを担保するのみならず、資源の有効利用の観点から一定水準以上の再資源化等を行うことについて、能力及び施設を有することを担保する必要があるとの考え方にに基づき、国としての一つの認定行為を行っているものであり、自動車製造業者等が、資源の有効な利用の観点から、再資源化の量に関する基準を満たす再資源化等を行っているかどうかについては、他の都道府県に存する施設の状況等も勘案しなければならず、また、自動車製造業者等が再資源化を委託する施設に対して、契約に基づいた適切な監督を行っているかという観点からも判断を行う必要がある、個々の施設の状況のみをもって判断できるものではない。

なお、貴連合が要求する権限のうち、自動車製造業者等に関するものについては、貴連合の管轄区域内のみに事業所を有する自動車製造業者等の存在が確認できていないため、そもそも権限の移譲について具体的に検討することができない状況である。

(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、関西広域連合内にのみ事業所を有する自動車製造業者等又はその委託を受けた者に対する指導・監督権限について、国から関西広域連合に権限を移譲した場合、実態上の問題点として、以下のような場合が考えられる。

- ① 自動車製造業者等又はその委託を受けた者が他の都道府県に事業所を設けた場合、貴広域連合は当該事業者に係る従来から貴広域連合に存在する事業所に対する指導等の権限を失うこととなるため、都道府県、関西広域連合及び国との間において事業所の有無について常に確認し合う必要が生じ、現在の経済産業省及び環境省による対応と比較して行政コストの増大が予想される。
- ② 関西広域連合が自動車製造業者等の事業所に立ち入った結果、法違反事実を認めたとしても、認定の取消しに係る行政処分を行う権限は引き続き国が有するため、その判断を行うための情報を得るために都道府県又は関西広域連合への照会、協力要請等が必要となることから、現在の経済産業省及び環境省による立入検査等の対応と比較して行政コストの増大が予想される。

二次回答【整理番号977】使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲

(1) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の理念

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「法」という。）は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況を踏まえ、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律である。

使用済小型電子機器等については、資源性を有することから、広域かつ効率的な回収が可能になれば、規模の経済が働いて採算性を確保しつつ再資源化することが可能である。

したがって、本法は、住民に最も身近な市町村単位で、地域の実情に応じて適正に処理されることとなる一般廃棄物処理や、都道府県等の一定の規制の下、民間の自由な競争・契約によって処理される産業廃棄物処理とは異なり、国が広域で再資源化が可能と判断した再資源化事業者に対して広域で回収を行うことを求めることにより、使用済小型電子機器等を可能な限り多く回収し、中間処理から製錬への引渡しに至るまでを一連の計画として捉え認定することによって、使用済小型電子機器等の適正処理に加え、金属その他の資源の十分な利用を図っていくことを目的としたものである。これらの法の目的やその性質を鑑みれば、国が認定した再資源化事業者（以下、「認定事業者」という。）の義務の履行状況に係る指導・監督権限について、都道府県や市町村の区域で細分化して実施することとする場合には同法に基づく制度全体を根本から変更しなければならないと考えられる。

(2) 仮に、権限を移譲した場合の実態上の問題点

仮に、都道府県又は関西広域連合（以下「都道府県等」という。）が、認定事業者に立入検査を実施した場合、

- ① 原則として認定事業者は隣接する3以上の都道府県を回収エリアに含める必要があると共に、国は、法第10条で定める再資源化事業計画において、認定事業者のみならずその委託先及び資源の売却先まで含めて一連の計画として認定している。すなわち、法の下で行われる使用済小型電子機器等の処分については、都道府県等内の業者や施設のみで完結することは基本的に想定されていない。そのため、認定された再資源化事業計画に沿って実施しているかの確認にあたっては、複数の都道府県等での処理において、一連の処理として整合がとれているかの確認が必要であり、都道府県等ごとの立入検査では確認が困難である。また、都道府県等間の照会・協力要請等に対応するとしても、複数の都道府県の間でその都度相互に確認し合う必要が生じ、現在の環境省・経済産業省による立入検査の対応と比較して、かえって行政コストの増大が予想される。
- ② 再資源化事業計画は、法施行規則第4条「再資源化事業の内容の基準」に沿ったものとなっているが、これに沿って再資源化事業が適切になされているかの判断については、都道府県等ごとに対応のばらつきが懸念され、認定事業者間に不公平や指導等のずれが生じるおそれがあるとともに、結果として廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用がなされ

ず、法益を損なうおそれがある。仮に、判断がばらついた場合に、環境省・経済産業省に照会し、その上で関係自治体の間で調整等を行うのであれば、行政コストの増大が予想される。

また、認定事業者が申請する再資源化事業計画の回収エリアについては、事業採算性の向上等を見込んで戦略的に広域での回収を促進していくにあたり、随時、収集エリアの拡大等の変更がなされる可能性がある。上述のように都道府県ごとに判断がばらついた場合、従前の計画との齟齬が生じる等により、認定事業者に対して過剰な不利益を及ぼすおそれがあるとともに、全国統一的な観点で広域に使用済小型電子機器等を回収する本制度の適切な運用が難しくなる。